

農業用自動操舵システム購入費を補助します

■対象者

市内の認定農業者又は認定新規就農者（個人・法人は問わない）で市税の滞納がない者

■補助内容

農業用自動操舵システム一式の購入費（取付費、消費税を含まない）の1/2以内（上限100万円）を1者当たり1件まで補助

■取付対象農業機械

標識（ナンバー）を付けているものであって、対象者本人又は対象者の同居親族が所有するもの

■申請に必要なもの

- 申請する製品のカタログとその見積書
- 取り付ける農業機械の小型特殊自動車標識交付証明書（税務課で無料で取得）
- はんこ（個人の場合は認め印可、法人の場合は代表者印）
- 個人であって、農業機械の所有者が同居親族の場合、その同居親族の住民票と対象者との続柄が分かる戸籍謄本など
- 法人の場合、登記事項証明書

※必要に応じて追加で書類提出を求める場合があります。

■申請受付期間・場所

- 受付期間：令和6年4月15日（月）～令和6年4月18日（木）

午前8:30～午後5:15

この期間以外の受付はしません。

- 受付場所：十和田市役所本館2階 農林畜産課

- 書類の不足や不備がある場合は申請を受け付けません。

（裏面もご覧ください）



■抽選会

- 申請件数が予算額を超える場合は、抽選会を行い、申請受理者を決定します。抽選会当日の会場への到着順でくじを引いていただきます。
- 抽選会の日時：令和6年4月24日（水）午前10時から（時間厳守）
- 抽選会の場所：十和田市役所本館2階 会議室1
- 抽選会に本人が出席できない場合は代理出席でも可能です。その場合は委任状を持参ください。
- 抽選会を欠席した場合や開始時間に間に合わなかった場合は棄権とみなします。
- 申請件数が予算額を超えない場合は、受付期間終了後、随時先着順で申請を受け付けます。

■注意事項

- 補助金交付決定を受ける前に契約したものは対象となりません。
- 令和7年2月28日までに自動操舵システムが納入されない場合は補助金が交付されません。
- 令和6年度に市が実施する農業機械等の購入を目的とした他の補助金との併用はできません。
- 令和7年度から令和9年度までの3年間、自動操舵システムの利用状況（作物ごとの利用面積）を報告していただきます。
- 耐用年数を経過するまでの間（7年間）は、原則として転売・処分等を行うことはできません。その場合は、補助金を返還していただく場合があります。

■申請受理後の主な手続きの流れ

- ①市で補助金の交付を決定したら、申請者へ通知書を出す。
- ②申請者が販売業者と自動操舵システムの契約をし、市に着手届を提出する。
- ③販売業者から自動操舵システムが納入されたら、市に納入届を提出する。
- ④市が自動操舵システムの納入検査を行う。
- ⑤申請者が販売業者に代金を支払ったら、市に実績報告書を提出する。
- ⑥市から申請者に補助金を交付する。

不明な点はお問い合わせください

問い合わせ先 十和田市役所農林畜産課 51-6736(直通)